

統一地方選挙の期日前投票所における投票用紙の二重交付について

1 概要

磯子区内の期日前投票所で、選挙人1人に対し、県知事選挙の投票用紙を誤って2度交付してしまったと考えられる事案が発生しました。投票の公平性を損なうこととなり、大変申し訳ございませんでした。

2 発生日

令和5年4月5日（水）

3 場所

磯子区期日前投票所（磯子区役所 1階区民ホール）

4 経緯

4月5日（水）午後7時30分頃、県知事選挙の投票用紙の交付枚数と、名簿照合係の端末で集計した投票者数が一致しないことに気づき、投票終了後に、改めて投票用紙の残票から算出した投票者数、来場者の「投票のご案内」及び「請求書（兼宣誓書）」と端末を突合した結果、午後9時に誤りが判明しました。

5 原因

県知事のみ投票できる期日前投票期間（3月24日（金）から3月31日（金）まで）に投票を済ませた選挙人が、2回目に来所した際、投票用紙を再度交付してしまったものと考えられます。

名簿照合係において、システムで選挙人情報を呼び出した際に注意喚起のメッセージが表示されました。本来であれば、職員が引き継ぎ、投票終了まで御案内することになっていましたが、このことが徹底されないまま、再度交付してしまった可能性があります。

6 再発防止に向けた取組

- システム画面上に注意喚起のメッセージが出た場合には、職員が引き継ぎ、適切に御案内することを徹底します。
- 区役所内責任職に対し、事務手順の順守と注意事項を徹底するとともに、再発防止に向けた注意喚起を行いました。併せて投票事務に従事するすべての職員に注意喚起しました。

7 投票の取扱い

二重投票された場合、投票用紙が特定できないため他の投票と同様に取り扱います。

8 磯子区選挙管理委員会 栗原浩一書記長（磯子区副区長）のコメント

このたびは、本市全体で適正な事務執行を徹底している中、このような投票の公平性を損なう事態を生じ、選挙事務の信頼性を損なうこととなってしまい大変申し訳ございませんでした。

選挙事務の適正な執行について、改めて選挙従事者の指導を徹底し、再発防止に取り組んでまいります。

お問合せ先

磯子区選挙管理委員会書記次長（磯子区総務課長） 角田 恭子 Tel 045-750-2310